

## 第5章 事業段階関係地域

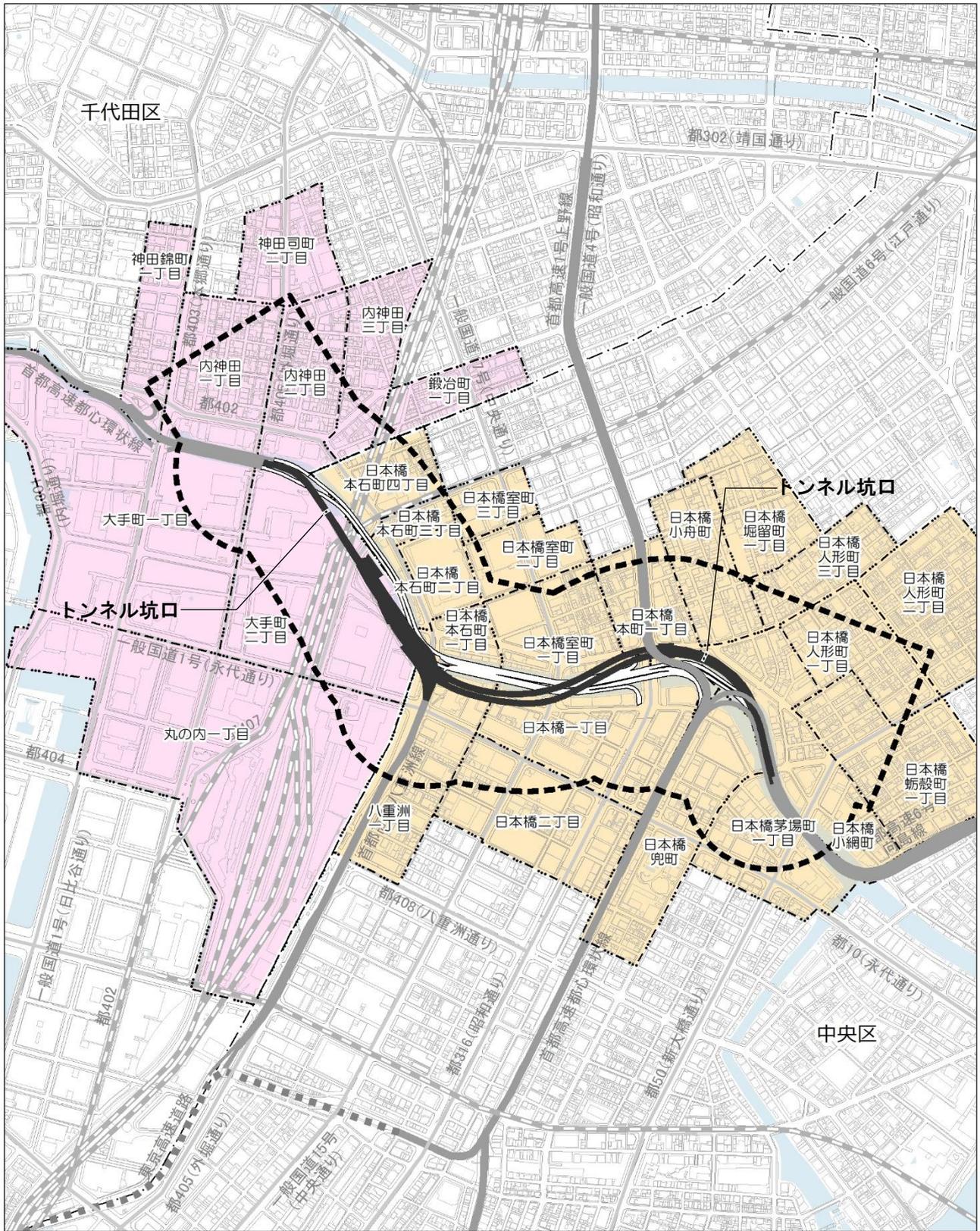


## 第5章 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域は、表 5-1 及び図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 事業段階関係地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

区名	町名
千代田区	神田錦町一丁目の一部
	神田司町二丁目の一部
	内神田一丁目の一部
	内神田二丁目の一部
	内神田三丁目の一部
	鍛冶町一丁目の一部
	丸の内一丁目の一部
	大手町一丁目の一部
	大手町二丁目の一部
中央区	日本橋一丁目の一部
	日本橋二丁目の一部
	日本橋蛸殻町一丁目の一部
	日本橋兜町の一部
	日本橋茅場町一丁目の一部
	日本橋室町一丁目の一部
	日本橋室町二丁目の一部
	日本橋室町三丁目の一部
	日本橋小舟町の一部
	日本橋小網町の一部
	日本橋人形町一丁目の一部
	日本橋人形町二丁目の一部
	日本橋人形町三丁目の一部
	日本橋本石町一丁目の一部
	日本橋本石町二丁目の一部
	日本橋本石町三丁目の一部
	日本橋本石町四丁目の一部
	日本橋堀留町一丁目の一部
	日本橋本町一丁目の一部
	八重洲一丁目の一部



凡例

- 計画道路
- 現在の都心環状線を撤去する範囲
- //// トンネル坑口
- 区界

- 高架、掘削部 : 車道部端から200m程度の範囲
- トンネル坑口部 : 車道部端から道路横断方向に200mの範囲 (道路縦断方向は、坑口から500mの範囲)

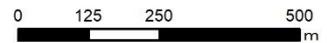


図 5-1 事業段階関係地域